

第 1 8 5 回

愛 知 県 市 長 会 議

令和 8 年 4 月 2 2 日 (水)

開 催 市 弥 富 市

愛 知 県 市 長 会

会 議 次 第

会 場 弥富市総合社会教育センター

- 1 開 会 午後 2 時
 - 2 開催市市長あいさつ
 - 3 会長あいさつ
 - 4 来 賓 祝 辞
 - 5 議 長 選 出
 - 6 議 案 審 議
 - 7 協 議 事 項
 - (1) 東海市長会通常総会提出議案について
 - (2) 役員の改選について
 - (3) 次回市長会議の開催方法について
 - 8 会 務 報 告
 - 9 そ の 他
 - 10 閉 会 午後 3 時 3 0 分
- 写 真 撮 影
- 視 察
- TK E 株式会社
- 懇 談 会

第 1 8 5 回 愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	表 題	提出ブロック	頁
第 1 号	標準化対応後のシステム経常経費に対する財政支援の拡充について	西尾張	4
第 2 号	国勢調査の調査方法について	西尾張	5
第 3 号	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体向けガイドライン策定及び財政支援措置並びに関係機関等との情報共有制度の創設について	名古屋 東三河	6
第 4 号	国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の拡充について	西尾張	7
第 5 号	マイナンバーカード制度の見直しについて	東尾張	8
第 6 号	子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充について	東尾張	9
第 7 号	自治体病院の経営改善に向けた税制改正について	東尾張	1 0
第 8 号	定期予防接種に関する財政措置について	東尾張	1 1
第 9 号	加齢による難聴高齢者への補聴器購入費補助制度の創設について	西三河	1 2
第 10 号	放課後児童支援員の配置基準及び放課後児童支援員認定資格研修の受講要件の緩和について	西尾張	1 3
第 11 号	医療費助成のオンライン資格確認のための自治体システム改修に係る地域診療情報連携推進費補助金の継続実施について	知多	1 4
第 12 号	衣浦港におけるアンモニアサプライチェーンの構築に向けた物流インフラ（外港地区など）の整備について	西三河	1 5

第 13 号	下水道施設の改築事業に係る国費負担の 継続及び補助制度の拡充について	西三河	1 6
第 14 号	地域公共交通対策の補助制度の拡充につ いて	東三河	1 7
第 15 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度につい て	名古屋 東尾張	1 8
第 16 号	災害発生時における中小企業被害状況の 情報収集・共有システムの構築について	東尾張	1 9
第 17 号	文化財防災に関する十分な体制整備につ いて	西三河	2 0

第 1 号議案

標準化対応後のシステム経常経費に対する財政支援の
拡充について

西尾張ブロック 提出

犬山市では、現在のオンプレミス（自庁式）のシステム経常経費（保守委託料）は約 5 千 7 0 0 万円（令和 6 年度決算）となっています。令和 8 年度予算額では、標準化対応後の経常経費のうち保守委託料は約 2 億 2 千万円と約 3.8 倍、ガバメントクラウド使用料については約 6 千 5 0 0 万円と増額となっています。

予算要求のためにシステムベンダーより見積徴収した金額があまりにも高額であるため、デジタル庁の見積精査支援制度を活用して保守委託契約の内容を精査いただき、経常経費の削減に努めています。しかしながら、システムベンダーとしてもガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを保守することが初めてであるため、見積りもリスクを含んだものとなっており、いくら精査しても令和 8 年度は現行システムよりも契約金額が大幅に増加しています。

本提案については、令和 7 年 6 月 4 日開催の第 9 5 回全国市長会議において決議され、国へ意見書を提出しており、令和 7 年度補正予算において一時的に増加している経費について抑制・適正化を行うため国庫補助事業が創設されました。

また、令和 8 年 1 月 2 3 日のデジタル庁の説明会で、令和 7 年 1 2 月 1 6 日に成立した令和 7 年度補正予算「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」において、令和 8 年度の運用経費が一定額以上増額となる計画策定団体に対して補助がある旨説明がありました。しかし、運用経費は令和 8 年度以降も継続して必要となるため、財政支援としては不十分です。

よって、国におかれては、**自治体情報システムの標準化対応後のシステム運用に係る経常経費については、自治体の財政力や独自クラウドを継続運用している等に関わらず、全ての自治体に対して、公平で継続的となるよう財政支援の拡充を要望します。**

第 2 号 議 案

国勢調査の調査方法について

西尾張ブロック 提出

令和 7 年国勢調査では、全国的に「かんたん便利な」インターネット回答への協力を呼びかけ、インターネット回答率 50% 以上の見込みとなりました。インターネット回答が増加したことにより、調査員による調査票の回収業務やチェック業務は減少しています。

しかしながら、今回の調査においても調査員が全世帯を訪問し、原則として対面で紙の調査票を配布するというルールは変更されていません。

今回の調査後、一部の調査員にアンケートをとったところ、アパートやマンションでは、訪問した世帯のうち面接できた世帯は約 7 割に留まり、また、会えた世帯のうち 1 回目の訪問で会えた世帯は 5 割弱でした。

単身世帯や共働き世帯が増えている現代においては、一度の訪問で世帯と面接できないことが多いことから、調査員は夜間や休日に何度も訪問しなくてはならず、大きな負担となっています。また、個人情報保護意識の高まりや詐欺等への恐れから、統計調査に対する理解が得られず、門前払いや調査拒否されるケースが増加しています。

一宮市では 2,000 人以上の調査員が必要となるため、これまで町内会に協力を依頼するなどして何とか調査員を確保してきましたが、今回の調査では、高齢化や調査員活動の負担が大きいことから一部の町内会の協力を得られず、市の職員を充てることにより調査を実施しました。

今後、この調査員不足は加速度的に進むことが予測され、次回の国勢調査において、今回と同様な手法による調査の実施は困難と考えます。

よって、国におかれては、**国勢調査については調査員調査から脱却し、郵送配布による方法など実施可能な新たな調査方法への変更を行うよう要望します。**

第3号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体向けガイドライン策定及び財政支援措置並びに関係機関等との情報共有制度の創設について

名古屋ブロック 提出
東三河ブロック 提出

犯罪被害者等には誰もが突然なり得るものであり、犯罪等による生命・身体・財産上の直接的被害だけでなく、被害後もそれに起因した様々な被害を受ける可能性があります。

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体に対し、見舞金制度等の導入が要請されていますが、国からガイドラインの提示や財政措置がないため、支援制度は地方公共団体により様々で、支援に地域差が出ているのが現状です。

また、地方公共団体が、犯罪行為に関する円滑かつ正確な事実認定を行い、支援を実施するためには、関係機関が保有する情報を地方公共団体と共有することが望ましいものの、現状では十分でないと考えます。

居住地に関わらず、犯罪被害者等が等しく支援を受けるためには、全国統一の制度とするためのガイドラインの策定が必要であり、国による十分な財政支援措置も欠かせません。このことについては、令和6年4月に公表された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめ」においても国に期待される役割として提言されています。

よって、国におかれては、**地方公共団体向けの見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る十分な財政支援措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が関係機関と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設するよう要望します。

第 4 号 議 案

国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の拡充について

西尾張ブロック 提出

民間団体等が建立した戦没者慰霊碑については、建立者である民間団体等が管理するものですが、その構成員が死亡や高齢等により維持管理できなくなった場合には、市町村に戦没者慰霊碑の移設・補修・埋設等を求められる場合があります。

戦没者慰霊や住民の安全確保のため、都道府県または市町村が戦没者慰霊碑の移設等を行った場合、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱に基づき 1 基につき 200 万円を基準額とし、国から補助率 2 分の 1 の補助金が交付されるものの、慰霊碑の大きさ等によっては移設等費用が基準額を超えることがあり、市町村にとっては大きな負担となっています。

よって、国におかれては、**今後も適切な戦没者慰霊を将来にわたり継承するとともに、老朽化した慰霊碑による事故の未然防止を図るため、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の補助基準額及び補助率の引上げを要望します。**

第 5 号 議 案

マイナンバーカード制度の見直しについて

東尾張ブロック 提出

近年、マイナンバーカードの交付・更新等の手続きが増加しており、市町村窓口では混雑が常態化しています。特にマイナンバーカード関連手続きの待ち時間が1時間以上に及ぶ事例も頻発しており、待ち時間の増加に伴う市民からの苦情も多く寄せられています。手続きに来る市民からは更新をオンラインで行えるよう求める声も多く、市町村としても来庁することなく手続きが完結できるよう、オンラインで対応できる手続きの範囲を拡張することが求められています。

また、利用者証明用暗証番号はコンビニ等に設置された多機能端末で初期化が可能である一方で、電子証明書の更新手続きについては窓口での対応を余儀なくされています。

さらには、郵便局事務委託についても、土日の営業がなく、本人確認作業が煩雑なため市町村としても着手に至らないのが現状です。

そのため、より簡素に手続きができるよう制度の見直しを行うとともに、国が一括で委託するなど整備体制の構築が必要と考えます。

よって、国におかれては、**マイナンバーカードに係る各種手続きについて、オンライン化や身近な場所での手続きが可能となるよう、市町村窓口への来庁を前提としない仕組みの推進に向けた制度の見直しを要望します。**

第 6 号 議 案

子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充について

東尾張ブロック 提出

令和 4 年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が現状では未就学児に限定され、軽減割合も 5 割にとどまっています。

なお、未就学児の軽減実施に伴う国・地方の負担割合は、国 2 分の 1、都道府県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 となっており、市町村負担は地方交付税で措置されています。そのため、不交付団体にとっては、費用が自治体負担となるため財政負担が増大しており、市の財政は圧迫されている状況です。

よって、国におかれては、**子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象年齢を高校生年代まで拡充することを確実に実施するとともに、軽減割合を拡大するなど支援制度の一層の拡充を要望します。**

また、軽減措置に伴う市町村負担については、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国費で財政措置するなど、全ての地方自治体にいきわたる財政支援を要望します。

第 7 号 議 案

自治体病院の経営改善に向けた税制改正について

東尾張ブロック 提出

市民病院は地域住民の健康を守るために重要な役割を担っています。しかしながら、現行の消費税制度では、病院の収入の大部分を占める診療報酬等が非課税とされているため、医療機器や医薬品の購入、建物改修など仕入れに係る消費税を全額控除することができず、病院が控除対象外消費税を費用計上しています。

また、診療報酬に上乗せされた消費税分は、病院が負担した消費税を正確に反映したものではなく、十分に補てんできていないため、赤字拡大・設備投資抑制・物価高騰による負担増を通じて経営に深刻な影響を与えています。

このままでは、地域住民が安心して医療を受けられる体制の維持が難しくなり、自治体財政にも波及するため、税制改革が喫緊の課題と考えます。

よって、国におかれては、**診療報酬等を非課税扱いから課税扱いに改正するよう要望します。**

第 8 号議案

定期予防接種に関する財政措置について

東尾張ブロック 提出

平成 26 年に策定された「予防接種に関する基本的な計画」において、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」を理念に掲げ、定期接種化がすすめられています。集団予防の観点から実施される A 類疾病については 14 種類、主に個人の発病予防や重症化予防に重点を置く B 類疾病については 4 種類が定期接種とされており、令和 8 年度は R S ウイルスワクチン、高齢者に対する高用量インフルエンザワクチンの接種が定期接種化しました。

予防接種に要する費用は市町村が支弁するとされており、支弁した費用に対し、A 類疾病では 9 割程度、B 類疾病では 3 割程度が普通交付税の基準財政需要額に算入されています。しかしながら、近年の定期予防接種の対象疾患の拡充により自治体財政への影響は拡大しております。特に、普通交付税の不交付団体にとっては、費用が全て自治体負担となっており、甚大な財政的影響が生じています。

定期予防接種は疾病発症及びまん延を予防し、健康保持に寄与するものであり、全額国費による安定的な接種体制を整備するべきと考えます。

よって、国におかれては、**予防接種法に基づく定期予防接種に係る財源について、安定的な接種体制を確保し、接種を必要とするすべての人が等しく予防接種を受けられるよう、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国費で財政措置するよう要望します。**

第9号議案

加齢による難聴高齢者への補聴器購入費補助制度の創設について

西三河ブロック 提出

2015年に国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、難聴が認知症発症の危険因子の一つとして明示されました。2020年には全国市長会が「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること」を提言し、2024年の「高齢社会対策大綱」でも、難聴が生活や社会参加の制限やフレイル、認知症リスクを高める要因として位置づけられています。

しかし、国による補聴器購入支援制度はいまだ整備されておらず、自治体の独自制度に依存しているのが現状です。その結果、補助の内容や対象に地域差が生じ、財政力の弱い自治体では制度を設けられない場合もあります。こうした格差は、支援を必要とする高齢者が居住地によって異なる扱いを受ける不公平を生じさせています。

難聴対策は全国共通の課題であり、国が主導して財政格差に左右されない制度的枠組みを構築することが求められます。

よって、国におかれては、**加齢性難聴者が地域にかかわらず等しく支援を受けられるよう、補聴器購入費に対する全国一律の公的補助制度を創設するよう要望します。**

あわせて、制度設計にあたっては、すでに補聴器購入補助を実施している自治体の意見を十分に聴取し、費用対効果と公平性を確保した実効性ある制度とすることを要望します。

第 10 号議案

放課後児童支援員の配置基準及び放課後児童支援員認定資格研修の受講要件の緩和について

西尾張ブロック 提出

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」と定められています。したがって、1 つの施設に 80 人（2 単位）の児童がいる場合、最低支援員 2 人と補助員 2 人の配置が必要となります。

しかしながら、支援員の募集を行っても応募が集まりにくく、必要な人員を確保することが困難な状況が続いており、今後は最低人員の配置すら維持できなくなる可能性が高まっています。

さらに、保育士等の資格を持たない者が放課後児童支援員認定資格研修を受講するためには「二年以上児童福祉事業に従事したもの」という要件があり、これは総勤務経験 2 年以上かつ約 2,000 時間程度とされています。例えば、1 日 4 時間・週 3 日勤務の場合、年間 600 時間程度であり、2,000 時間に到達するまで約 3 年 4 か月を要します。このように資格取得までに長期間を要するため、新たな人材の確保が難しい状況です。

加えて、高齢による退職などで既存の支援員数は減少傾向にあり、支援員不足は一層深刻化しており、結果として、将来的には基準で定められた最低人員の配置すら困難となる可能性があります。

よって、国におかれては、**放課後児童支援員について 1 つの施設に支援単位が 2 単位ある場合は、支援員 1 人と補助員 3 人の配置も可能とするよう配置基準の緩和を要望します。**

また、保育士等の資格を持たない者の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件について、**総勤務経験 2 年以上かつ 1,000 時間程度とするよう受講要件の緩和を要望します。**

第 1 1 号議案

医療費助成のオンライン資格確認のための自治体システム改修に係る地域診療情報連携推進費補助金の継続実施について

知多ブロック 提出

国はマイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を推進しており、自治体が管理する医療費助成の資格情報を国のPMH医療費助成システムに登録することで、医療機関が医療費助成の資格情報を確認できるようにする方針です。

令和8年度中に全国規模での導入を目指すため、令和7年度中に市が国のPMH医療費助成システムに医療費助成の資格情報を登録するシステム改修をした場合、国から地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）が交付されます。

半田市もマイナ保険証利用者の利便性向上や行政の事務負担軽減等の観点から、地域診療情報連携を実施したいと考えていますが、導入しているシステムのパッケージメーカーでは、標準準拠システムに対応した後、PMH医療費助成システムに資格情報を登録する改修を行うため、当該補助金を申請できない状況です。

令和8年度については、補助金が継続しますが、令和9年度以降についても同様な補助金の継続が必要と考えます。

よって、国におかれては、**医療費助成のオンライン資格確認のための自治体システム改修に係る地域診療情報連携推進費補助金について、令和9年度以降の継続実施を要望します。**

第 1 2 号議案

衣浦港におけるアンモニアサプライチェーンの構築に向けた物流インフラ（外港地区など）の整備について

西三河ブロック 提出

国際物流の結節点・産業拠点となる港湾においては、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みが加速しており、愛知県では中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議において、次世代エネルギーである水素・アンモニアの輸入・貯蔵・利用促進・サプライチェーンの構築に向けた取り組みが始まっています。また、衣浦港港湾脱炭素化推進計画において、カーボンニュートラルポートの形成を推進するため、外港地区周辺でアンモニアサプライチェーンの構築を進めることとしています。

衣浦ポートアイランドにおいて、水深12mの公共岸壁や臨港道路を整備することにより、船舶の大型化への対応が可能となり、港内に点在する木材チップ・鉄スクラップ等の貨物を効率よく集約することができます。また、将来的には、アンモニア等の受入・供給拠点としての活用も期待されます。さらには、耐震強化岸壁として整備することで、災害時の産業活動の早期回復を図ることが可能となります。

よって、国におかれては、**アンモニアサプライチェーン構築によるカーボンニュートラルポートの推進及び新たなふ頭整備による国際競争力の強化を図るため、外港地区における耐震強化岸壁の整備及びこれに繋がる臨港道路の早期整備を要望**します。

また、アンモニアの供給機能を円滑に発揮するためには、港湾と背後圏を結ぶ陸上輸送網の強化が不可欠であることから、重要物流道路である国道247号の4車線化事業等の早期整備に向けた支援及びアンモニアの供給拠点の形成に必要な土地の確保を図るため、外港地区Ⅱ期計画の早期実現に向けた支援を要望します。

第 13 号議案

下水道施設の改築事業に係る国費負担の継続及び補助制度の拡充について

西三河ブロック 提出

自治体では、下水道使用料の適正化や官民連携による下水道施設の改築事業に関する「ウォーター P P P」の導入検討など、様々な経営努力を進めているところですが、防災・減災対策及び老朽化対策等、下水道施設に係る各種事業の推進に伴い、維持管理に要する費用も増加しています。

今後、より一層老朽化した施設の改築に取り組む必要性が高まる中、改築に係る支援が縮小されると、施設の老朽化対策を十分に進めることができず、道路陥没や下水道機能の停止など、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることに懸念されます。

よって、国におかれては、**下水道の果たす公共的役割・社会的影響を踏まえ、下水道施設の改築事業に係る防災・安全交付金の確実な継続と増額を含めた予算の確保を要望します。**

また、道路陥没事故を未然に防ぐためにも、口径や下水排除量等にかかわらず老朽管及びハイセラミック管や腐食環境下などの緊急性の高い管路の改築事業に係る**防災・安全交付金の要件緩和による補助制度の拡充を要望します。**

第 1 4 号議案

地域公共交通対策の補助制度の拡充について

東三河ブロック 提出

路線バスやコミュニティバスは、鉄軌道のない地域において、住民の通院・通学・通勤など、日常生活に欠かすことのできない重要な移動手段です。しかしながら、運転士確保に係る人件費の増加や、物価高騰の影響により、交通事業者の経営環境は極めて厳しい状況に置かれており、これに対し、国からは運行経費に対する補助金が交付されています。

路線バス等の幹線系統において、現行の交付要綱に基づく算出方式では、乗車密度の低い路線は補助額が減少する仕組みとなっています。それにより補填されない赤字分については、交通事業者の負担となるため、沿線市町村が財政負担を行うことで路線やサービス水準の維持を図っており、市町村の財政負担は年々増大しているのが現状です。

また、コミュニティバス等の地域内交通と幹線系統を結ぶフィーダー系統路線についても、補助金の交付要綱では補助対象経費の2分の1の範囲内で交付されると定められており、申請者ごとに国から予算の範囲内で補助上限額が設定されます。その結果、路線の確保・維持に必要な補助金が十分に交付されず、補助対象経費の2分の1に対して、補助額は約15%にとどまっています。

よって、国におかれては、**路線バス及びコミュニティバスの運行経費に対する補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）**について、持続可能な交通手段の確保に取り組めるよう、乗車密度要件の緩和及び財源を確実に確保するよう財政支援の強化を要望します。

第 15 号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック 提出

東尾張ブロック 提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和40年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡(亜炭鉱廃坑)に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があつてからの対応では手遅れであり、陥没があつた地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施行区域内に亜炭鉱廃坑が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭鉱廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業に支障をきたすといった状況も発生しております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第 1 6 号議案

災害発生時における中小企業被害状況の情報収集・共有システムの構築について

東尾張ブロック 提出

災害発生時には、国からの指示により、県が商工会議所・商工会（以下、「商工会議所等」という）に対して初動調査、激甚調査を依頼し、商工会議所等が中心となって中小企業の被害状況を調査し、県でとりまとめて国へ報告する体制が現在構築されています（初動調査は発災から概ね 2 4 時間以内、激甚調査は概ね 1 週間以内）。

しかしながら、南海トラフ地震のような大規模地震の際には、商工会議所等の職員が短時間で調査して、全体の被害状況を把握するには移動時間や作業時間が多くを占め、限られた人員での迅速な調査には限界があり、また、本来、商工会議所等の業務である、中小企業の早期復旧に向けた経営相談もままならない状況となることが予測されます。

加えて、市においても、地域経済の維持や市民生活の安定の観点から、事業所の被害状況を早期に把握し、サプライチェーンへの影響や生活関連サービスの停滞等を速やかに把握することが不可欠であり、災害対応や復旧支援施策の検討に活用する必要があります。

そのため、災害時における中小企業の被害情報の収集については、中小企業から商工会議所等には簡易なプラットフォームで被害状況が報告でき、商工会議所等においてそれを把握・集約でき、かつ、県及び国への報告までが一元的に行えるよう、ICT 技術を活用したシステム構築が重要と考えます。

よって、国におかれては、**災害発生時における中小企業被害状況把握の仕組みについて、ICT 技術（クラウドサービス、Web フォーム、GIS 連携など）を活用した新たな情報収集・共有システムの構築を要望します。**

第 17 号議案

文化財防災に関する十分な体制整備について

西三河ブロック 提出

日本では、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻、火災など、数多くの災害に見舞われており、これらが文化財に甚大な被害を及ぼしています。文化財は一度損壊すれば取り返しがつかず、地域の歴史や文化的なアイデンティティを失うことにつながりかねません。

しかしながら、多くの自治体や文化財所有者は資金確保に苦慮しており、必要な防災対策が十分に講じられていないのが現状です。このままでは、災害発生時に文化財が失われる危険性が高く、将来にわたって重大な損失をもたらすことが強く懸念されます。

文化財防災の推進にあたっては、文化財への関心を持つ住民や企業からの協賛金を募る取組みにあわせて、自治体も十分な予算を確保し、体系的かつ計画的に防災対策を講じることが必要ですが、各自治体が独自に実施することは困難であるため、国が主導して全国的な連携を図り、文化財防災を牽引することが不可欠です。

よって、国におかれては、**耐震・耐火・防水など文化財防災の基盤を整えるため、寄附金を損金算入ではなく税額控除とする特例的な税制優遇措置など民間資金が入りやすい環境の整備や、補助対象に自治体指定文化財を含めるよう補助制度の拡充を要望します。**

また、県が設立した「愛知県文化財防災ネットワーク」への支援とともに、全国的な文化財防災体制を創設することを要望します。

協 議 事 項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第185回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来 賓

愛 知 県

知 事 大 村 秀 章

副 知 事 古 瀬 陽 子

総 務 局 長 富 安 精

市 町 村 課 長 今 井 繁 樹

弥 富 市

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	広沢一郎	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	長坂尚登	新城市	市長	下江洋行
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	花田勝重
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	川本雅之	知多市	市長	伊藤清一郎
半田市	市長	久世孝宏	知立市	市長	石川智子
春日井市	市長	石黒直樹	尾張旭市	市長	柴田浩
豊川市	市長	竹本幸夫	高浜市	市長	杉浦康憲
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	小池友妃子	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	三星元人	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	鈴木寿明	北名古屋市	市長	太田考則
犬山市	市長	原欣伸	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小山祐
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	天野正基	長久手市	市長	佐藤有美

開催市（弥富市）

愛知県市長会事務局

副市長

事務局長

村瀬美樹

中川喜仁

愛知県市長会議開催一覧表

(平成22年秋以降)

回数	開催年月日	開催市	会場
154	平成22年10月5日	一宮市	アイプラザ一宮
155	平成23年5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
156	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
157	平成24年4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
158	平成24年10月3日	豊川市	豊川市市民プラザ
159	平成25年4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
160	平成25年10月3日	碧南市	衣浦グランドホテル
161	平成26年4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
162	平成26年10月2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
163	平成27年5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
164	平成27年10月1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
165	平成28年4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
166	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
167	平成29年4月21日	常滑市	第2セントレアビル
168	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
169	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
170	平成30年10月3日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
171	令和元年5月8日	新城市	新城文化会館
172	令和元年10月3日	東海市	東海市芸術劇場
173	令和2年4月15日	(大府市)	※中止(書面表決)
174	令和2年10月2日	知多市	知多市勤労文化会館
175	令和3年4月12日	知立市	ホテルクラウンパレス知立
176	令和3年10月1日	(尾張旭市)	※中止(書面表決)
177	令和4年4月19日	(高浜市)	※中止(書面表決)
178	令和4年10月4日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
179	令和5年5月10日	豊明市	藤田医科大学
180	令和5年10月6日	日進市	名古屋商科大学
181	令和6年4月26日	田原市	伊良湖リゾート&コンベンションホテル
182	令和6年10月1日	愛西市	垣見鉄工アリーナ
183	令和7年4月25日	清須市	麒麟ビール名古屋工場
184	令和7年10月2日	北名古屋市	トラスコ中山株式会社 プラネット愛知

(注) 第153回以前については省略。

愛知県市長会会則

(名 称)

第1条 この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。

(組 織)

第2条 市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。

(目 的)

第3条 市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 行政全般の調査研究
- (2) 行政全般に関する統計
- (3) 市長会が主催する各種会議の運営
- (4) その他市長会の目的を達成するため必要な事項

(事 務 所)

第5条 市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目3番2号愛知県自治センター内に置く。

(役 員)

第6条 市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 2名
- (4) 理 事 (名誉会長、会長及び副会長を含む。) 9名
- (5) 監 事 2名

(役員選出及び任期)

第6条の2 前条の役員は、総会において選出し、その任期は1年とする。

2 監事を除く役員ブロック別選出基準は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(理 事)

第8条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監 事)

第9条 監事は、毎会計年度少なくとも1回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

(顧問)

第10条 市長会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において推せんするものとする。
- 3 顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。

(参与)

第11条 市長会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。

(常任幹事及び幹事)

第12条 市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は1年とする。

- 2 幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
- 3 常任幹事は、幹事の互選による。
- 4 常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。

(総会)

第13条 通常総会は、年2回開催する。

- 2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会には、市長が出席するものとする。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
 - (1) 会則の変更に関する事。
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関する事。
 - (3) その他市長会の重要な事項に関する事。

(理事会)

第13条の2 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第14条 市長会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1名及び書記若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
- 4 書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
- 5 事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会議の招集)

第15条 会議は、必要のつど会長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第16条 市長会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

(委 任)

第17条 この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和36年8月1日から施行する。

2 削 除

3 市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

(昭和38年1月1日から平成7年5月2日までの附則 略)

附 則

この会則は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年10月4日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年1月4日から施行する。

別 表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数 (監事を除く)	構成市数	構 成 市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・ 岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・ 長久手市
知 多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・ 西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	38	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

- 5 市 ま で 1
6 市 から 10 市 まで 2